

静岡県告示第774号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年10月8日から2週間島田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
362号	榛原郡川根本町下長尾字久保尾沢1415番の9	令和3年10月8日

=====

静岡県告示第775号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年10月8日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
藤枝天竜線	周智郡森町三倉字町六2311番の17から 周智郡森町三倉字町六2311番の19まで	令和3年10月8日

=====

静岡県告示第776号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、令和3年10月8日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月8日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
袋井小笠線	掛川市入山瀬字西大谷2372番の6から 掛川市入山瀬字西大谷2374番の5まで	令和3年10月8日